

裁 決

審査請求人 [redacted]
処分庁 [redacted]長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成30年10月1日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対して行った、生活保護法第63条の規定による費用返還決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]で通知したもの）を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
 - (1) 請求の趣旨
本件処分を取り消すことを求める。
 - (2) 請求の理由
行政のミスによるため費用の返還はおかしい。
- 2 処分庁の弁明
 - (1) 弁明の趣旨
「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
 - (2) 法の仕組み
 - ア 障害者加算の認定基準について
 - (ア) 精神障害者の障害の程度の判定
「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護

局保護課長通知。以下「平成7年通知」という。) 1 (1)において、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳による障害の程度の認定

平成7年通知の1 (3)において、「手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定する」とされている。

イ 費用返還の決定について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが(法第4条第1項)、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない(同条第3項)。必要な保護とは、厚生労働大臣の定める基準に対しその者の収入や物品でも不足する分を補う程度に行われ、最低限度の生活需要を満たすに十分且つこえないものとされている(法第8条)。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたということが出来るから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される(大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照)。

ウ 返還額の算定について

(ア) 返還対象額の原則的な考え方

法第63条は、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定しているところ、かかる返還額については、自立更生費の有無、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度であるかどうか、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害するかどうかについて保護の実施機関の判断に合理性がなく、その判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法となると解される（大阪高等裁判所平成18年12月21日判決参照）。

この点につき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）（1）は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としている。

(イ) 自立更生費について

問答集問13-5（答）（2）は、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、同規定中エにおいて「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」としている。

(3) あてはめ

ア 過支給額の計算について

請求人は、国民年金・厚生年金保険年金証書の障害の等級が3級であり、精神障害者保健福祉手帳の障害者等級が2級であったことから、本来であれば、処分庁は、前記（2）ア（ア）の平成7年通知の1（1）のとおり、精神障害者保健福祉手帳の障害者等級ではなく、国民年金・厚生年金保険年金証書の障害の等級により障害の程度を判定すべきであって、その障害の等級が3級であったことから、請求人は、障害者加算の認定対象とならないものであった。

による費用返還決定（平成■■■年■■月■■日付け第■■■■■■号で請求人に通知し、返還額を333,654円とするもの。以下「前回処分」という。）を取り消すとの同年8月1日付け裁決（以下「前回裁決」という。）が出ているにもかかわらず、「自立更生費」との名目で着眼点を変えただけの同じ請求内容である。反論書に添付した資料内容は処分庁にも提出済みで、その際、改善点やアドバイスも無く、その生活で容認されたと考えている。また、度重なる処分庁からの請求により体調も崩し障害者等級も3級から2級（■■■■■■診断）になってしまい、処分庁からの請求は虐めとしか言いようがない。二度とこのような着眼点を変えての請求は止めていただきたい。今回の請求は裁量権の逸脱又は濫用であり違法であるため、取り消されるべきである。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分は不当であることから本件は取り消されるべきである。

(4) 反論書に添付されていた資料（請求人が作成したもの）

障害者年金3級	142,782円	(2か月)
生活保護費	127,718円	(2か月)
合計	270,500円	(2か月)
1か月換算	135,250円	

障害者年金2級と勘違い

平成28年6月	584円	
平成28年7月～19か月	17,530円	
合計	333,654円	
生活保護費127,718円(2か月) - (17,530円×2)		
合計	92,658円	(2か月)

改定後

障害者年金	142,782円	(2か月)
生活保護費	92,658円	(2か月)
合計	235,440円	(2か月)
1か月換算	117,720円	

家賃	41,000円
管理費	5,000円
光熱費	16,000円

通信費	13,000円
雑費	10,000円
新聞代	2,500円
食費	45,000円
合計	132,500円
132,500 - 117,720	
△14,780円	

4 口頭意見陳述における請求人の主張の要旨

(1)

[Redacted text block]

(2)

[Redacted text block]

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)、3及び4のとおり、障害者加算は処分庁の職員のミスにより加算されていたものであることなどを理由に、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

(1) 請求人は、平成28年6月30日、処分庁に対し、生活保護の開始の申請を行い、請求人の障害の等級が3級13号であることが分かる国民年金・厚生年金保険年金証書を提出した。

(2) 処分庁は、前記(1)の申請を受けて、請求人に対し、平成28年6月30日付けで保護を開始した。

処分庁は、請求人の基準生活費の算定に当たり、誤って、請求人の精神障害者保健福祉手帳により、障害者加算(月額17,530円)を認定し、平成28年6月30日から平成30年1月分まで、合計333,654円の障害者加算を認定し、当該障害者加算相当額を支給した。

(3) 請求人及び[]は、平成28年12月18日付けで、次の内容の賃貸借契約を締結した。

賃貸人	[]
賃借人	請求人
賃料(1か月)	41,000円
管理費(1か月)	5,000円

(4) 処分庁は、平成30年1月、請求人の障害者加算について確認したところ、保護開始から誤って障害者加算を認定しており、保護費を過大に支給していたことを把握した。

(5) 処分庁は、請求人に対し、平成30年1月12日付けで、法第63条の規定による返還額を333,654円とする前回処分を行った。

また、処分庁は、請求人に対し、平成30年2月分からの障害者加算を削除する保護変更決定([]年[]月[]日付け[]で通知したもの)も行った。

(6) 処分庁が、平成30年4月20日、請求人に対し、法第63条の規定による返還金に係る控除対象となる自立更生費の有無を確認したところ、請求人から、通院交通費の節約のために自転車を購入したが、領収書は捨てて

しまった旨の回答があった。

また、請求人は、処分庁に対し、次の内容の生活費内訳書を提出した。

家賃	41,000円
管理費	5,000円
光熱費	16,000円
通信費	13,000円
雑費	10,000円
新聞代	2,500円
食費	45,000円
合計	132,500円

- (7) 厚生労働大臣は、平成30年5月に請求人の障害の状態(障害の等級)が重くなり、請求人の障害年金に係る障害の等級が2級(国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表2級16号)になったとして、請求人に対する障害年金の支給額を変更した。

上記の変更により、請求人は、次の額の年金を受給することとなった。

平成30年7月の支払額	64,941円
平成30年8月から平成30年12月の各期支払額(各偶数月の年金振込額)	272,665円
平成31年2月の支払額	272,667円
平成31年4月の支払額	272,665円

- (8) 処分庁は、平成30年7月19日付けで、請求人に対し次の内容の保護変更決定を行った。

ア 保護変更年月日

平成30年8月1日

イ 保護変更の理由

年金手当等の変更

障害厚生年金額を変更する(71,391円→136,332円)。

障害者加算17,530円を計上する。この変更により8月分扶助費を決定する。

医療本人支払額1,080円が発生する。

ウ 保護の種類及び程度

生活扶助	住宅扶助	計	収入認定額
94,250 円	41,000 円	135,250 円	136,332 円

エ 保護費

支給額	本人負担額
0円	1,080円

(9) 千葉県知事は、平成30年8月1日付けの前回裁決で、処分庁が自立更生費に係る調査及び自立阻害への影響の検討等をしていなかったとして、前記(5)の前回処分を取り消した。

(10) 請求人が口座を有する[]には、請求人について次の内容の取引履歴がある。

	概要	支払	入金
H30.8.15	シンネンキン		272,665円
H30.8.15	[]	46,000円	
H30.8.27	[]	2,139円	
H30.8.31	[]	14,619円	
H30.9.8	[]	46,000円	
H30.9.27	[]	2,139円	
H30.10.1	[]	13,726円	

(11) 処分庁は、請求人宅にて自転車があることを確認し、その取得経緯について聴取し、請求人の購入した自転車メーカーに定価を問い合わせた上、インターネットにて、自転車本体は概算金額20,520円(税込)であること、防犯登録料は600円(非課税)であること、ワイヤーロックについては類似商品金額が380円(税込)であることを確認した上で、上記の合計額である21,500円を自立更生費として前記(2)及び(4)の過大支給額から控除し、請求人に対して312,154円の返還を求める本件処分を行った。

(12) 審理員が、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第36条の規定により、平成[]年[]月[]日付け[]で、処分庁に対し、312,154円の返還が請求人の世帯の自立を著しく阻害するかどうか判断するために処分庁が行った調査内容、月々の返還額、返還計画及び312,154円の返還が請求人の世帯の自立を著しく阻害するものでないとする理由について質問したところ、処分庁は、同

月29日付け回答書により、概ね次の内容の回答をした。

ア 「312, 154円の返還が請求人の世帯の自立を著しく阻害するかどうか判断するために処分庁が行った調査内容について」

(ア) 収支状況について

平成30年4月20日、請求人から、生活費内訳書が提出され、処分庁は、これにより、請求人の1か月当たりの収支状況を把握している。

(イ) 資力について

a 平成30年10月4日、本件処分において、同年9月5日時点での最終調査結果に基づき、自立更生費を決定しているため、同日時点での請求人の資力について、法第29条に基づき、請求人の銀行取引明細状況調査()を実施した。

b 平成30年10月10日(推定)、
より、同年10月9日付け調査回答書を受理、処分庁が、請求人宅に、自立更生費に関する最終調査で訪問した同年9月5日時点での残高は16, 829円であった。

c 平成30年10月22日(推定)、
より、同月19日付け調査回答書を受理、同年7月から9月における取引履歴なく、残高は0円であった。

d 平成30年11月12日(推定)、
より、同月9日付け調査回答書を受理、同年9月5日時点での口座の残高は113, 091円、
口座の残高は20, 634円であった。

イ 「本件処分における月々の返還額及び返還計画を明らかにした上で、312, 154円の返還が請求人の世帯の自立を著しく阻害するものではないとする理由を、金額を明示して詳細かつ具体的に記載することについて」

(ア) 月々の返還額及び返還計画

別紙のとおり

(イ) 請求人の世帯の自立を著しく阻害するものではないとする理由

「請求人の収入(障害年金月額)は、136, 332円(別紙の2(1))であり、請求人の最低生活費は、月額135, 250円(別紙の2(2))であるため、差額1, 080円(別紙の2(3))は、請求人が、医療扶助の適用を受ける場合の本人支払額となる。

そのため、請求人の本人支払額を除いた収入月額135, 250円(別紙の2(4))となり、請求人の1か月当たりの支出額

132,500円(別紙の2(5))を控除すると、1か月のやり繰りの結果として、2,750円が請求人の手元に残ることになる。

平成30年1月12日及び同月26日、請求人から、分割納付は「500円でも応じるのか」との申し出があったことから、処分庁は、請求人の1か月当たりの支出状況を検討し、手元に残る2,750円のうち、500円を返還額と想定した。

返還開始後1年間の返還額を月額500円とすると、請求人の本人支払額を除いた収入を割り込まず、手元に残る金額が2,250円となることから、処分庁は、請求人の世帯の自立を著しく阻害するものではないと判断した。」(原文ママ)

3 法の仕組み

(1) 障害者加算について

ア 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、この規定を受け、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)が定められている。

そして、保護の基準において、加算制度が定められているところ、保護の基準別表第1第2章2は、障害者加算を行う者として、同表第2章2(2)アに掲げる者以外に、身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者を掲げており(同表第2章2(2)イ。以下「障害者加算対象イ」という。)、そのうち、 が該当する1級地に在宅する者に対しては、月額17,530円(平成28年度、平成29年度)を加算することとしている(同表第2章2(1))。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2(2)エ(ア)は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定し、局長通知第7の2(2)エ(イ)は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、……障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長

通知」という。)第7の問65答は、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限り、局長通知第7の2(2)エ(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えない旨を定めている。

(2) 費用返還義務について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが(保護の補足性(法第4条第1項))、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定されている(同条第3項)。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されている(法第63条)。

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであるところ、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて、保護の本来的な受給資格を欠いていた場合に該当するということができることから、かかる場合も同条が適用されることになる(大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照)。

(3) 返還額の決定について

法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の選択的判断の余地を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不相当又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の選択的判断に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関は、当該世帯

の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、違法又は不当となると解される（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

問答集問13-5（答）においては、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、法第63条の上記趣旨を示したものと言える。

また、上記のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、全額を返還させることが不相当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるという点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払い金から控除して返還額を決定することも可能と解される（前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

4 あてはめ

(1) 過大に支給された保護費について

本件においては、前記2(1)及び(7)のとおり、請求人の国民年金・厚生年金保険年金証書によれば、保護の開始時から平成30年4月までの障害の等級は3級であり、請求人は障害者加算対象イ（前記3(1)）に該当しなかったにもかかわらず、前記2(2)及び(4)のとおり、処分庁は、請求人に対し、保護の開始時から平成30年1月分までの最低生活費について、誤って障害者加算（月額17,530円）を認定していたことが認められる。

したがって、保護の開始時である平成28年6月30日から平成30年1月分までの障害者加算額相当の保護費が過大に支給されていたこととなるから、前記3(2)及び(3)のとおり、原則として、当該過大支給額の全額である333,654円（以下「本件過大支給額」という。）が、法第63条の規定による返還対象となる。

(2) 本件処分を行うに当たって考慮すべき事情について

ア 前記2(6)のとおり、処分庁は、平成30年4月に、請求人から、領収書はないものの、本件過大支給額で購入したものであるとして自転車があるとの回答を得たことから、前記2(11)のとおり、処分庁は、本件処分を行うに当たって、請求人宅にて自転車があることを確認し、その取得経緯について聴取したことが認められる。

そして、処分庁は、請求人が購入した自転車のメーカーに定価を問い合わせた上、インターネットにより、自転車本体は概算金額20,520円(税込)であること、防犯登録料は600円(非課税)であること、ワイヤーロックについては類似商品金額が380円(税込)であることを確認し、本件過大支給額の全額である333,654円から、上記の合計金額である21,500円を自立更生費として控除して、返還額を312,154円と決定したことが認められるところ、これは、本件処分を行うに当たって、自立更生費の有無について一定の考慮をしたものと言える。

イ もっとも、前記3(3)のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、全額を返還させることが不相当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるという点にあることからすると、返還を命じることにより、自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費に限らず、一定額を控除して返還額を決定することも可能と解される(前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照)。

ウ そうすると、本件処分を行うに当たっては、312,154円とする返還額が、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かについても考慮すべきことが要求されると言えるから、この点についての処分庁の判断に不合理なところがないか、以下検討する。

(3) 請求人世帯の自立阻害に係る調査及び検討について

ア 前記2(1)及び(2)のとおり、本件過大支給額は、請求人が、平成28年6月の保護申請時に国民年金・厚生年金保険年金証書を提出しており、同証書により障害の程度の判定を行うべきであったにもかかわらず、処分庁が、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算を認定するという誤った事務処理をしたことによって生じたことが認められる。

その結果、請求人は、保護の開始時から1年7か月間の長期にわたって、誤って認定された保護費の支給を受けており、かかる事実によって、支給された保護費を正当な額であると信託していたと推認され、その信

頼に基づいて、本件過大支給額の全部又は一部を生活費に費消したとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらない。そして、かかる信頼を請求人が抱くに至ったことが不合理とは解し難く、そうであるとするれば、本件過大支給額のうち312,154円の返還を命じることによって、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることは否定できない。

イ したがって、処分庁においては、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の用途等についての調査も行い、本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかについて具体的に検討すべきであったと言える。

また、前記アの事実関係を踏まえれば、かかる調査を行った結果、遊興等のために浪費されたなど、法の目的に反する用途に充てられたという事実が認められない限り、本件過大支給額の全部又は一部の返還を求めることは、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがあると言うべきである。

ウ この点、処分庁は、本件処分を行うに当たって、前記2(3)、(6)、(10)及び(12)のとおり、請求人の主張等に基づいて、請求人の1か月当たりにかかる生活の費用(家賃、管理費、光熱水費、通信費、食費及び雑費)は132,500円であると算出した上で、次の内容の検討を行ったとしている。

それは、請求人の1か月当たりの収入(年金)は136,332円(前記2(7)及び(10)の年金額272,665円÷2(1円未満切り捨て))であり、前記2(8)の医療に係る請求人の支払額1,080円を支払ったとしても、請求人の手元には1か月当たりの生活費として135,252円が残り、132,500円を生活の費用として消費したとしても、1か月のやり繰りの結果として、2,752円が残り、そのうち、1か月当たりの返還額を500円と想定すると、手元に残る金額が2,252円となることから、請求人の世帯の自立を著しく阻害するものではないというものである。

エ しかし、前記ア及びイのとおり、本件では、請求人は、誤って支給された保護費を正当な額であると信頼して、本件過大支給額の全部又は一部を生活費に費消したとも考えられるのであって、かかる信頼を抱くに至ったことが不合理とはいえないことからすると、遊興等のために浪費されたなど、法の目的に反する用途に充てられたという事実が認められない限り、本件過大支給額の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法

によってでも求めることは、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがあると言うべきである。

オ したがって、処分庁としては、前記エの観点を踏まえて、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の用途等についての調査を行った上、調査の結果に基づいて、本件過大支給額の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かについて、具体的に検討すべきであったと言える。

しかしながら、処分庁は、前記(2)アのとおり、自転車等の概算金額21,500円を自立更生費として控除し、また、前記ウのとおり、分割による返還方法について検討したことは認められるものの、本件処分を行うに当たって、前記エの観点を踏まえた調査及び検討を十分に行ったとは認められない。

(4) 小括

ア 以上のとおり、本件処分に至る過程において、請求人世帯の自立阻害に係る調査及び検討は、不十分なものであったというほかない。

そして、法第63条の趣旨に鑑みれば、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かは、返還額を決定する上で重要な判断要素であると言え、本件処分に至る過程で、処分庁は、この点について考慮すべきであったにもかかわらず、そのために必要な調査を行った上でかかる考慮を尽くしたとは認められないため、判断要素の選択において合理性を欠いていたと言わざるを得ない。

イ よって、処分庁が本件処分を行うに当たって、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められない点で、本件処分における返還額の決定には違法があると言える。

処分庁は、上記のとおり、必要と考えられる調査を行った上で、前記3(3)の要返還額からの控除の可否を改めて判断すべきである。

ウ 以上より、本件処分には違法な点が認められることから、本件処分は取消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

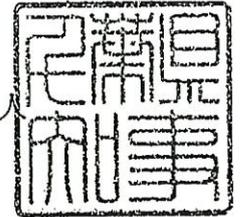
なお、審理員意見書は、処分庁は、自立阻害に係る検討過程が妥当性を欠くとは言い難いとして、本件処分に違法又は不当はないとしている。

しかしながら、千葉県行政不服審査会の答申を踏まえて審査した結果、法

第63条の趣旨に鑑みれば、自立阻害のおそれという観点は、返還額を決定する上で重要な判断要素であり、本件処分に至る過程で、処分庁は、この点について必要な調査を行わず、考慮すべき事情を考慮せずに本件処分を行っている以上、本件処分は違法であるから、審理員意見書の主文と異なる内容となった。

令和3年5月21日

千葉県知事 熊谷俊人



別紙（審理員の質問に対する処分庁による回答）

1 月々の返還額及び返還計画（平成30年10月より返還開始の場合）

	返還総額（円）	毎月返還額（円）	返還残金（円）
H30.10	312,154	500	311,654
H30.11	311,654	500	311,154
H30.12	311,154	500	310,654
H31.1	310,654	500	310,154
H31.2	310,154	500	309,654
H31.3	309,654	500	309,154
H31.4	309,154	500	308,654
H31.5	308,654	500	308,154
H31.6	308,154	500	307,654
H31.7	307,654	500	307,154
H31.8	307,154	500	306,654
H31.9	306,654	500	306,154

※平成31年9月に翌10月から12か月の間で支払う毎月返還額を処分庁と請求人とで協議を行うことを予定。

2 請求人にかかる1か月当たりの生活費（9月時点で算出）

- (1) 請求人の収入（障害年金月額）(a) 136,332 円
- (2) 請求人の最低生活費 (b) 135,250 円
- (3) 請求人の医療本人支払額
 $(a-b) \div (c) \times 10$ 円未満の端数は切り捨て 1,080 円
- (4) 請求人の本人支払額を除いた収入
 $(a-c) = (d)$ 135,252 円
- (5) 請求人の支出（月額（円））(e)
 （請求人試算に基づく）

家賃	管理費	光熱水費	通信費	食費	雑費	合計
41,000	5,000	16,000	13,000	45,000	12,500	132,500

- (6) 請求人の1か月の収支 (d-e) 2,752 円

